

**令和8年度中小企業・小規模事業者
ワンストップ総合支援事業（島根県よろず支援拠点）
「コーディネーター」公募要領**

1. 職種

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）における
「コーディネーター」

2. 募集人員

若干名

3. 業務内容

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「当財団」という。）、よろず支援拠点全国本部及び島根県内の支援機関等と協力・連携しながら下記の業務を行っていただきます。

(1) 事業者への相談業務

①専門性の高い経営アドバイス

中小企業・小規模事業者、創業予定者等の相談者に、他の支援機関では十分に解決できない「利益拡大」、「組織構築」、「経営改善」、「創業」、「再チャレンジ」、「事業承継」、「廃業」等の経営課題の解決に向けた提案を実施する。

②「対話と傾聴」を通じた伴走支援

中小企業・小規模事業者等に深い納得感と当事者意識を持たせるため、事業者とのヒアリングにおける「対話と傾聴」を通じて、経営に関する真の課題を明らかにしたうえで、その課題の解決を目指す伴走支援を実施する。

(2) 事業者への支援業務

①政策的な重点分野への対応

地域の中小企業・小規模事業者等が事業環境変化に対応できるように、セミナー、説明会等を開催。政策的な重点分野に対する支援を実施する。

②その他必要な事業

災害、感染症及び倒産等の発生に係る特別相談窓口の設置に伴う相談対応のほか、中国経済産業局が支援体制の強化及び中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施する。

(3) 他支援機関との連携業務

①課題解決のための総合調整

課題に応じて、他の支援機関と相互に連携した質の高い支援を実践するための調整を実施する。

- ・ 相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
- ・ 経営課題に対応した支援機関の相互連携のコーディネート
- ・ 他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、足らざるところを補い、地域の中小企業・小規模事業者に対して、地域全体として最高水準の支援を実現
- ・ 国、地方公共団体、県内商工関係団体及び金融機関等との連携強化

②他の支援機関に対する支援ノウハウの共有

経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでに支援した事例など本事業を実施することを通じて蓄積された支援ノウハウの他の支援機関と共有する。

(4) その他業務

①本事業の広報業務

地域の中小企業・小規模事業者等に拠点の機能を知ってもらうべく、支援事例を含む WEB コンテンツの作成、SNS やプレスリリースによる情報発信および相談利用案内等を実施する。

4. 契約条件

- (1) 報酬 日当 28,500円～35,000円（税別）
※日当額は国の令和8年度予算確定後に正式決定いたします
※業務への従事が半日の場合は、日当の半額となります
- (2) 旅費・交通費 相談拠点までの移動にかかる費用は自己負担となります。その他、業務による遠方への移動や宿泊を伴う出張等については、当拠点規程に基づいて別途旅費をお支払いします。
- (3) 委嘱期間 令和8年4月1日（応相談）～令和9年3月31日
※事業評価項目に対する成果に応じて次年度更新の場合もあります
- (4) 業務日 当財団・チーフコーディネーターとの調整により決定します
- (5) 業務時間 8：30～17：15（休憩時間60分）

《参考：1日の基本的な活動（R7年度例）》
8:30～9:00 朝礼
9:00～9:30 相談準備等
9:30～10:30 相談会①
10:45～11:45 相談会②
11:45～12:15 電話対応
12:15～13:15 休憩
13:15～14:15 相談会③
14:30～15:30 相談会④
15:45～16:45 相談会⑤
17:00～17:15 終礼 実績報告等

※R8年度は中小企業庁の指針等によって変更する可能性があります

- (6) 業務場所 原則、当財団が指定した拠点で相談対応をしていただきます

《参考：令和7年度相談拠点》

- ①松江オフィス：テクノアークしまね（松江市北陵町1）
：松江商工会議所（松江市母衣町55-4）
②出雲サテライト：ミライビジネスいづも（出雲市斐川町神氷2353-10）
③浜田サテライト：シティパルク浜田（浜田市相生町1391-8）
④益田サテライト：SEASIDE COMMUNITY NALU（益田市高津町イ2577-34）
※この他、相談事業所訪問及び出張相談会（島根県内の支援機関、企業等で随時開催）等に対応いただく場合もございます。

- (7) その他 業務に使用するパソコン、携帯電話等の貸与はございません

5. 応募資格（条件等）

下記に示す専門的な知見、実績を有し、よろず支援拠点の業務として定期的に、経営課題の抽出並びに具体的な提案・アドバイスを実施できる方を募集いたします。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士等の資格保有者で経営支援の実績を有する者、若しくは同程度の能力があると認められる者
- (2) 金融機関や企業、支援機関、商工団体等において専門分野の経営支援の実績を有する者、若しくは同程度の能力があると認められる者
(専門的分野の例)

- ①経営改善、経営戦略等
- ②事業承継、廃業等
- ③デザイン、広報戦略等
- ④商品開発、販路開拓、販売促進等
- ⑤IT、IoT 等
- ⑥海外での事業展開
- ⑦人材採用、人材育成
- ⑧上記以外で経営に必要と認められる専門分野

6. スケジュール（予定）

日 程	事 項
令和8年2月2日～令和8年2月24日	公募（島根県よろず支援拠点ホームページで公開）
令和8年2月25日～27日	書類選考結果及び面接者への通知
令和8年3月6日（金）（予定）	面接
令和8年3月10日（火）（予定）	採否通知発送
令和8年4月1日	契約開始日（応相談）

7. 公募方法

島根県よろず支援拠点ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.yorozu-shimane.go.jp/>

8. 応募方法

- (1) 応募期限 令和8年2月24日（火）17:00必着
- (2) 提出書類
 - ①島根県よろず支援拠点コーディネーター応募申請書（様式1）
 - ②暴力団排除に関する誓約書（様式2）
 - ③その他必要書類（保有する資格の証明書（写）等）
- (3) 書類提出先・お問い合わせ先

提出先：〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内
 公益財団法人しまね産業振興財団
 島根県よろず支援拠点 事務局
 電話番号：0852-60-5103（担当 原、木戸）
- (4) 審査結果の通知 書類審査の上、通過者には面接審査の案内をします。採否の結果については、書面で通知します。なお、採否理由に関するお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

9. 備 考

- (1) 本事業は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、本事業の実施は当該予算案の可決・成立及び当財団が本事業を受託することが前提となっています。今後の状況によっては、内容の変更もあり得ますので、予めご了承ください。
- (2) 提出された応募書類の情報は本事業の採否に関する審査以外の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却いたしません。ただし、機密保持には十分に配慮の上取り扱います。採否を問わず、応募にかかる費用は支給いたしませんので予めご了承ください。

(3) 採用された場合には公益財団法人しまね産業振興財団の情報公開に関する要綱」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。